

行動計画記載事項（案）その2

項 目	記 載 内 容
第1章 計画策定の基本的な考え方	
第1節 府における食の安心・安全確保の現状と課題	
第2節 基本的な考え方	
1 基本的な視点	条例の基本理念の要約を記載
2 計画の期間	平成19年度～21年度：3年間
3 施策展開の体系	
第2章 施策展開の方向性	
第1節 安心・安全の基盤づくり 【安全で環境に配慮した食品の生産・供給体制の確立】	
1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保	
安全な農産物の生産	農薬の適正使用の徹底 米、京野菜などの戦略的な品目について 生産履歴情報の開示の促進 農作物の総合的な衛生管理向上対策推進
安全な畜産物の生産	家畜伝染病の予防措置の徹底 牛肉、鶏卵、鶏肉についてのトレーサビリティシステムの推進 畜産物の総合的な衛生管理向上対策推進
安全な水産物の生産	養殖の衛生管理意識の向上 水産加工品における衛生管理意識の向上
安全な加工食品の製造	
2 生産者・事業者の衛生管理等による品質向上対策の促進	
生産者による安全性の確保	農作物の安全性の確認
事業者による安全性の確保	自主衛生管理の取組の強化・促進 京の食品安全管理プログラムの推進
3 環境に配慮した食品生産の推進	
環境に配慮した農畜産物の生産	環境にやさしい農業の推進 環境保全のための適正な養殖濃度による 管理を徹底
環境に配慮した加工品の製造	食品リサイクルの一層の推進
4 きょうと信頼食品登録制度等の創設と登録実施	生産・製造段階での品質管理水準の向上 と情報開示の促進

項 目	記 載 内 容
第2節 安心・安全の担保 【生産から消費までの一貫した監視・指導・検査システムの構築】	
1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化	
農畜水産物の監視・指導	無登録農薬などの販売防止の徹底 土壌中の重金属の監視 家畜伝染病予防対策の徹底 動物用医薬品の適正使用の徹底
加工食品等の監視・指導	府民の意見を反映した食品衛生についての監視 無承認・無許可医薬品（疑い）に対する監視の強化 監視結果等についての公表 検査内容の多様化・高度化に対応できる検査機器の整備など検査体制の充実 関係機関の連携と職員の調査能力の向上
2 BSE、高病原性鳥インフルエンザなどの予防対策の徹底、監視体制の強化	家畜伝染病の迅速で的確な診断及び発生時の防疫体制の整備 食鳥肉に対する安心・安全の確保 牛肉に対する安心・安全の確保
3 適正な食品表示の確保	食品表示に関する正確な知識の普及 食品の適正表示に対する監視・指導 食品表示の適正化についての府民参画
第3節 信頼づくり 【リスクコミュニケーションの促進と府民参画】	
1 リスクコミュニケーションの促進と情報共有化の推進	京都府ホームページの充実 研修会、講習会の実施等
2 顔の見える関係づくりの推進	生産者・事業者と消費者の「交流の場」づくり
3 食の安心・安全に関する学習活動の推進	知識の普及・啓発 年代や階層に応じた知識や情報の提供
第3章 行動計画の管理・公表	審議会による評価 京都府ホームページで公表